

日野市子どもオンブズパーソン条例（素案）に関するパブリックコメント結果報告書

「日野市子どもオンブズパーソン条例」の制定に向けて、パブリックコメントを実施いたしました。

市民の皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

パブリックコメントの集計結果や市の考え方について、以下の通り報告します。

1.パブリックコメント実施期間

令和5年10月2日（月曜日）から令和5年10月31日（火曜日）まで

2.周知方法

広報ひの（10月号）、市ホームページ、市公式LINE

3.素案の閲覧場所

・福祉政策課、市内各図書館、市政図書室、七生支所、豊田駅連絡所、

4.ご意見の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

5.ご意見の件数

意見数 14 名、件数 40 件

6.所管部署

日野市健康福祉部福祉政策課

7.ご意見、市の考え方及び条例素案への反映方針

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
1	3～5	西東京市では、子ども相談係内に権利擁護委員が3名（週1回程度の非常勤）、専門員が3名（週5回程度の会計年度職員）、職員が4名（内1名が非常勤）います。昨年度は新規で70件ほど新規相談があり、これまでの継続相談も合わせるとほぼ毎日相談対応している状況です。非常勤のオンブズが十分機能するためにも、オンブズとともに働く専門員（相談員）の配置についてご検討いただければと思います。	「子どもオンブズパーソン」への相談の入り口となる相談窓口は、子どもでも分かりやすく、また相談しやすい仕組みとする必要があるとの考えから、「子どもなんでも相談」を原則、「子どもオンブズパーソン」の相談窓口としたものです。ご指摘のとおり「子どもなんでも相談」は「子どもオンブズパーソン」の専属の補助員ではございませんが、制度上、重要な役割を担う機関ですので、第三者性を担保しながら子どもオンブズパーソンと緊密に連携を図り、適時必要な情報を共有してまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
2	－	「日野市子どもオンブズパーソン条例（素案）」が示されましたこと、2002年に市民参画で立ち上がりました「おとな会議」に参加した者として多に賛同いたします。私は、子どもから直接かかる電話相談員の経験がありますが、その相談先にある存在として期待しています。	ご意見ありがとうございます。 条例に基づき、子どもを権利侵害から救済できるよう取り組みを進めてまいります。	－
3	－	市民、特に子どもからの信頼に応えるためにも、最初に相談を受ける担当者がキーパーソンになると思います。権利の主体としての子どもをしっかり受け止めてほしいです。	悩みを抱える子どもから、まずは「子どもオンブズパーソン（子どもなんでも相談）」に相談しようと思っていただけるよう、制度の周知とともに、様々な相談に対し、適切な対応ができるよう努めてまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
4	12	条例文についてですが、第14条5項の後段について、どのような場合が想定されるのか、逐条解説でもわかりにくい。「当該子どもの置かれている状況」を最優先に配慮すべきことは、理解しています。	第14条5項の後段について、どのような場合が想定されるかについてですが、例えば、権利侵害が保護者からのものであり、そのことについて救済の申立てがあった場合、当該申立て事案に係る調査を行うことについて、子ども本人やその保護者から同意を得ることが難しい場合も想定されます。そのようなときは、同意を得ることなく、必要な調査を行うことができるようにしたものです。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
5	4.5.12	<p>手続きの流れ（フロー図）について</p> <p>①相談員、子どもオンブズパーソンに直接という2通りの方法があること自体はよいと思いますが、自分が相談したいことがどちらに相当するのか、子どもが悩むことは相談へのハードルになりかねないと考えます。それゆえどちらに相談すべきか悩まなくて済むよう、現状下では窓口は一本化したほうが望ましいと考えます。ただし、そこから子どもオンブズにつながる仕組みであること、これまでとの違いについてわかりやすく周知する必要があります。そうすることで、オンブズにつなぐ際の本人の同意も得られやすくなると考えます。むしろ市内の他の機関（学校、保育園、子育て広場、児童館、エール、その他）からの相談については、直接子どもオンブズにつないでほしいというニーズが高いのではと考えます。</p> <p>第13条で規則で定めるとありますが、子どもなんでも相談のあり方や位置づけも含め、今後子どもの声を聞いた上で、再考を求めます。</p>	<p>「子どもオンブズパーソン」の相談窓口を「子どもなんでも相談」に一本化することについては、メリットとデメリットがそれぞれあると考えております。メリットとしては”子どもにとって相談しやすい仕組みになる”ということです。デメリットとしては「子どもなんでも相談」は市の機関（子ども家庭支援センター）に設置される窓口であるため「子どもオンブズパーソン」のように、市から独立した公的な第三者機関ではないということです。そのため、市の機関による子どもの権利侵害について救済の申立てを行う場合に、その相談先が同じ市の機関であった場合、相談を躊躇されることも当然に想定されます。そのようなことも考慮し、相談窓口については、子どもが相談しやすい「子どもなんでも相談」を原則としつつ、公的な第三者機関である「子どもオンブズパーソン」への直接の相談も可としたものです。</p> <p>上記のような相談の仕組みとなっていることについては、できるだけ分かりやすく周知するよう努めてまいりたいと考えております。さらに、制度に対する子どもの声についても、できる限り聴かせていただき、それらの声を制度に反映してまいりたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
6	4.5	<p>手続きの流れ（フロー図）について</p> <p>②相談員は、子どもの権利をよく理解し、相談者の心情や主訴を汲み取り、信頼関係を構築する高いスキルと的確な支援につなげる情報提供力が求められます。資格だけでなく経験を重視し、継続的な研修を求めます。</p>	<p>ご意見のとおり、子どもオンブズパーソン制度において、その入り口となる相談員の対応は、とても重要であると認識しております。相談員の配置に当たっては、様々な相談に対して適切に対応ができるよう、スキル、経験、能力等を考慮するとともに、定期的な研修等の機会も設けてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
7	5	<p>手続きの流れ（フロー図）について</p> <p>③「情報共有」においては、判断を迷ったケースや同意を得られなかったケース、他の部署につないだケースはその後の対応も含め、全て子どもオンブズに報告は必要と考えます。</p>	<p>「子どもオンブズパーソン」、「子どもなんでも相談員」双方で受け付けた相談内容及び支援経過等の情報は、適時共有することとしております。ご意見としていただいた内容も含め、必要な情報を共有することで、適切な支援につなげてまいりたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
8	6	<p>条例の目的について</p> <p>条例の目的は非常に大切です。「子どもの健やかな成長に資すること」とあり、大人の上から目線を感じます。子どもは権利の主体者であり、大人と対等な関係です。子ども自身にそれを気づかせ、本来持っている力を発揮する、すなわちエンパワメントすることが目的であり、成長はその結果に過ぎないのではないかと考えます。相談する力を育むことは、生きる力そのものであり、それは大人も同様です。この条例の設置目的は、子どもにとって最善の利益とは何かという視点で、子どもの権利が当たり前の社会を実現することではないでしょうか。再考を求めます。</p>	<p>子どもの権利が保障・擁護される社会の実現、子どもオンブズパーソンを通じて子どもの権利を周知とするといった趣旨を盛り込みます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、左記のとおり条例素案を修正いたします。</p>
9	8.9	<p>合議について</p> <p>第7条、職務の内容等に「意見表明は、子どもオンブズパーソンの合議による」とあります。すなわち2名の子どもオンブズパーソンの合議ということかと理解しますが、相談員も含めた合議が望ましいと考えます。</p>	<p>意見表明は、子どもオンブズパーソンの権限であり、子どもオンブズパーソンは、身分上の独立性と中立性が担保されています。そのようなことから、意見表明に係る意思決定の過程において、相談員の合議を得ることは適切でないと考えております。しかしながら、意思決定の際、相談員等の意見を聞くことはあり得ると考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
10	10	<p>相談及び救済の申し立ての範囲について</p> <p>第11条、相談及び救済の申し立ての範囲としない中に「既に子どもオンブズパーソンによる対応が終了している事項」とあります。対応が解決につながらなかった場合、再度の申し立ては叶わないということでしょうか。</p> <p>対応が終了した後のモニタリングについての考えをお示してください。</p>	<p>子どもオンブズパーソンは、救済の申し立てを受理したときは、基本的に当該申し立ての原因となる権利侵害が解消されるまで対応を継続し、①申し立てに係る権利侵害が解消された場合、②調査等を行ったが、申し立ての原因となる権利侵害の事実が認められなかった（又は既に解決していると認められた）場合に対応を終了します。ただし、対応が終了したと思った事案であっても、その後当該事案について新たな問題が発生したと認められる場合には、新規の申し立てとして対応いたします。</p> <p>子どもオンブズパーソンによるモニタリングについては、子どもオンブズパーソンが市の機関に対し、是正勧告や意見表明を行う場合、当該是正勧告に基づき講じた措置を報告させ、権利侵害の状況が取り除かれたかどうか、また、制度の改善が図られたかどうかを子どもオンブズパーソンが確認する仕組みとなっております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
11	-	<p>今後、相談しやすい仕組み（開設時間も含め）について、子どもの意見を聞く予定と伺っていますが、それをどのように反映したのか、制度の周知の際には、子どもにもわかるように説明してください。本来なら事前に聞いた上で制度設計すべきということは、指摘をさせていただきます。</p>	<p>子どもに制度を周知する際には、子どもオンブズパーソンの相談窓口となる「子どもなんでも相談」とも連携を図りながら、年齢や理解度などに応じた分かりやすい表現、方法で伝える工夫をします。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
12	-	周知の際、相談は何度でもしていいことを周知してください。その際、同じ話を繰り返さなくてすむよう、受付番号で記録し、番号を伝えるなど、どの相談員が受けてもわかるようにしておく工夫も求めます。	制度の周知に関して、特に子どもに対しては、年齢や理解度などに応じた分かりやすい表現、方法で伝える工夫をしております。相談を受ける際の相談員の対応については、いただいたご意見を参考にしながら、誰でも安心して相談いただける体制整備に努めてまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
13	-	保護者が抱える問題の解決が、子どもの救済につながる場合も少なくないと考えます。まずは子どもなんでも相談につながる事が大切です。他の部署につなぐ場合は、相談員が付き添う、または担当者が出向くなどの配慮とともに、②同様に同じ話を繰り返さなくてすむよう、配慮を求めます。	子どもなんでも相談でお受けした相談について、他の部署へのつなぎ又は連携・協力が必要な場合には、子どもなんでも相談員がそのコーディネイト役となり、連携等に必要な調整を行います。	市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
14	-	すでにご検討のことかと思いますが、相談場所は子どもも大人も安心して相談できる環境整備を求めます。	ご意見ありがとうございます。誰でも安心して相談いただける体制整備に努めてまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
15	-	現在設置検討がすすめられている子ども条例委員会においては、子どもオンブズパーソン制度を含む子どもの権利保障の検証を求めます。	ご意見として受け止めさせていただきます。	
16	-	この制度が活かされるためにも「日野市子ども条例」について、特に子ども達への学びを更に深めてください。	ご意見として受け止めさせていただきます。	-
17	3.4.5	相談員および事務局の資質・訓練について（第13条関連） 制度案の説明によれば、オンブズパーソンへの相談の最初の窓口は「子どもなんでも相談」の相談員となり、別にオンブズパーソンへ直接相談することも可能とあります。子どもや保護者からの相談を受けた相談員が、その訴えを子どもの権利の問題として（仮に相談者自身がそのように把握できていなかったとしても）真摯に受け止め、オンブズパーソンへの適切な伝達ができるか否かが極めて重要だと思えます。条例案では「規則で定める方法により」としか記載されていないため、相談員がどのように選出され、どのような訓練を受けるのかは明らかになっていません。相談員の資質や対応の信頼性が担保されるような制度設計が必要だと思えます。	子どもオンブズパーソン制度において、その入り口となる相談員の対応は、とても重要であると認識しております。相談員の配置に当たっては、様々な相談に対して適切に対応ができるよう、スキル、経験、能力等を考慮するとともに、定期的な研修等の機会も設けてまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
18	5	<p>また、オンブズパーソンへ直接に相談する場合も、子どもからの電話等を最初に受けるのはオンブズパーソン本人ではなく事務局と考えられます。</p> <p>事務局スタッフは市の職員と思われませんが、それらの職員も、子どもからのセンシティブな相談を適切に受け止め、恣意的解釈を加えることなくオンブズパーソンに情報提供することが重要です。</p>	<p>週1回3時間程度、子どもオンブズパーソンの相談日を設け、子どもオンブズパーソンに直接相談したい場合は、ご都合のよい相談日にご予約をいただいた上で、面談又は電話で対応することを想定しております。そのため、子どもオンブズパーソン事務局の職員は、基本的に相談予約の調整対応のみを行う予定です。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
19	3.4.5	<p>公務員の不祥事がしばしば報じられますが、オンブズパーソンへの相談は未成年者のセンシティブな個人情報を含むものであり、悪用しようと思えばいくらでもできてしまう性質のものです。</p> <p>相談員や事務局の職員の資質・適性を定期的にチェックし、市民にも信頼性がわかるような形で公開することが制度上担保されるようにしていただきたいと思ひます。</p>	<p>相談員や事務局の職員は、定期的に情報セキュリティに関する研修を受講する予定です。また、相談者等の個人情報は、日野市情報セキュリティポリシーに基づき、厳正に取り扱います。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
20	-	<p>広報について</p> <p>子ども自身がこの制度について理解し、気軽に・かつ安心して相談できるよう、子どもの立場に立った窓口および相談方法の周知・広報がなされるよう希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページのトップのわかりやすい場所にリンクを設置する ・「日野市 いじめ」などの検索ワードで上位にヒットするようSEO対策をする ・学校内や公園・図書館など子どもが日常的にいる場所にポスターやパンフを設置する等 <p>これについても定期的な検証・改善の仕組みを制度化したほうがよいと思ひます。</p>	<p>制度の広報については、いただいたご意見も参考にしながら、効果的かつ誰でも分かりやすい方法でお伝えできるよう努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
21	2～16	<p>オンブズパーソンという名前に馴染みがない。子ども自身が分からない。そんな名前の条例では誰のための何のための条例か分からない。と思うので、もう少し子どもでも分かりやすい名称に変更してほしい。せめて相談するかもしれない、1番低年齢で想定される、小学校の先生にも意見を伺ってほしい。</p>	<p>多くの市民に「子どもオンブズパーソン制度」についてご理解いただき、必要なときに制度をご活用いただけるよう、効果的かつ誰でも分かりやすい方法でお伝えできるよう努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
22	-	<p>小さい子どもの親として、子どものための相談機関を作って頂き感謝と期待の気持ちで建設中の【みらいく】を見えています。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 条例に基づき、子どもを権利侵害から救済できるよう取り組みを進めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
23	7	<p>第4条 解説の部分です。 『人選については法曹・大学関係者を想定している』とのことですが昨今の法曹とアカデミアはジェンダーイデオロギー・クイア思想に偏り過ぎており、はっきり言うと信用できません。 外国では、精神的に不安定な子供がジェンダーイデオロギーを吹き込まれ性犯罪に巻き込まれたり不可逆的な治療に進んで後悔している事例があります。 子供が直接相談できる仕組みは良いと思いますが、親に内緒で偏った思想を吹き込むことのないようにしてもらいたいです。 そして悩んでいる子どもと周囲との調和を中立的に考えられる人を慎重に選んでいただきたいです。</p>	<p>子どもオンブズパーソンは、条例素案の規定に基づき、“子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者”であることを基本とし、職種、活動実績、ジェンダーバランスなどの要素も総合的に考慮した上で、慎重に選んでまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
24	-	<p>子どもオンブズパーソンの機能について 虐待についての対応の住み分けはどうなっているのか。</p>	<p>虐待に関する相談があった場合は、虐待防止法に基づく対応となりますので、子ども家庭支援センターが対応いたします。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
25	5	<p>フローチャートにある救済と相談のみの中身の分け方は。</p>	<p>子どもオンブズパーソンが救済の申立てとして受理をした場合は、受理後、その権限として、自ら調査や調整を行うことができるとともに、必要に応じて是正勧告、要請、制度改善の意見表明を行うこともできます。一方、相談者が救済の申立てを望まない場合などは、まずは相談者の話をよく聴き、本人に寄り添いながら一緒に問題の解決方法を考えます。 上記の対応は、あくまで基本的な対応となりますので、実際には、相談者の意向や子どもオンブズパーソンの判断、その他の事情などを踏まえ、個別の相談ごとに柔軟に対応していくことになります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
26	12	相談に行き、オンブズパーソンが話を聴き、これはもう少し調査をした方がいいとなった場合、同意をするのは子どもなのか親なのか。子どもの理解が大事、子どもが理解できるのか心配。また、オンブズパーソンの資質など気になる。	<p>子どもオンブズパーソンが子どもから相談を受けた場合を想定したご質問として理解した上で、回答いたします。</p> <p>そのような場合、基本的には、子ども本人から同意を得ます。また、同意を得る際には、子ども本人が理解した上で判断できるよう、できるだけ分かりやすく丁寧に説明するよう努めてまいります。さらに、相談後の調査や調整などを行う場合において、保護者の理解・協力が不可欠であると子どもオンブズパーソンが判断したときは、原則、子どもの同意を得た上で、保護者とも相談内容を共有いたします。</p> <p>子どもオンブズパーソンの資質については、子どもオンブズパーソンは、条例素案の規定に基づき、「子どもの人権問題に関する優れた識見を有する者」であることを基本とし、職種、活動実績、ジェンダーバランスなどの要素も総合的に考慮した上で慎重に選んでまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
27	5	相談する場合、相談員とオンブズパーソンとの違いがわかるのか。電話をした場合、本人がどちらかを希望するのか。	<p>子どもオンブズパーソンの相談窓口は、原則「子どもなんでも相談」としておりますので、まずは、子どもなんでも相談員が相談をお受けし、対応することになります。ただし、相談者から子どもオンブズパーソンに直接相談したい旨の申し入れがあった場合、相談内容から子どもオンブズパーソンに引き継ぐべきものと相談員が判断した場合などは、子どもオンブズパーソンに相談を引き継ぎます。また、子どもオンブズパーソンに直接相談することもできますので、これらの相談方法については、できるだけ分かりやすく、丁寧にお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
28	3.4.5	なんでも相談が最初の窓口か。	そのとおりです。	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
29	-	気軽に連絡は難しい。メールを利用する年齢は中学生以降かと思う。	「子どもオンブズパーソン」への相談の入り口となる相談窓口は、子どもでも分かりやすく、また相談しやすい仕組みとする必要があるとの考えから、「子どもなんでも相談」を原則、「子どもオンブズパーソン」の相談窓口しております。 悩みを抱える子どもから、まずは「子どもオンブズパーソン（子どもなんでも相談）」に相談しようと思っていただけるよう、制度の周知とともに、様々な相談に対し、適切な対応ができるよう努めてまいります。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
30	5.12	いつオンブズパーソンが調査をするのか。学校に入るタイミングなど慎重にしないと状況が悪化しないか。学校にばれることのリスクを子どもは身に染みてわかっている。 保護者をいつ巻き込むのか、そのあたりを想定しているのか。	子どもオンブズパーソンが学校で調査又は調整を行う場合において、当該調査等を円滑かつ確実にを行うためには、学校及び教育委員会の理解と協力が必要不可欠であると考えており、そのような場合の手順について、現在検討をしているところです。 保護者をいつ巻き込むかという点については、個別のケースごとに対応は異なると考えられますが、基本的には、子どもオンブズパーソンが調査又は調整を行う際、それらの対応を円滑に進めるためには、あらかじめ保護者の理解・協力を得ておく必要があると判断したときは、原則、子どもの同意を得た上で、保護者とも相談内容を共有することを想定しております。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
31	-	どれくらいの子供がこの仕組みを理解しているかが問題。 仕組みのレクチャーをどのようにやっていくのか。これは子ども家庭支援センターかと。	子どもにとってわかりやすいように、「子どもオンブズパーソン」の相談窓口は、原則「子どもなんでも相談」とすることを想定しております。 現時点での具体的な周知方法としては、市ホームページ、市広報への掲載のほか、子ども向けリーフレット等の作成・配布を想定しておりますが、その他の方法として、例えば、学校での出前授業などの実施についても検討してまいりたいと考えております。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。
32	5	相談方法として、電話、メール、面談とあるがLINE等アプリは使用しないのか。	SNSを活用した日野市独自の相談方法として、市内の公立の小中学校の児童生徒に配付されている「学習用端末（パソコン）」による相談の仕組みを検討しております。	市の考え方は左記のとおりとなります。 ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
33	5	<p>面談、電話、メール、学習用端末とあるが本人の意思で選択できるのか。</p> <p>相談したいけど顔を合わせたくないといった場合、本人の意思でツールを選べるのか。</p>	<p>どのような相談方法を選択するかは、本人の意思で決めることができます。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
34	—	<p>面談は必要かと思うが、出会い系のこともあり、親がシビアである。</p> <p>また、子どもが学習用端末を常に持ち歩くようになったらおかしいと感じる。親は不安になる。</p> <p>面談時には同性を必ずつけるといった対応をしてほしい。</p> <p>男性と娘だけで面談と言うのは親は難しい。面談は相談者を含め3名以上でとか決めてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、子どもを持つ保護者に「子どもオンブズパーソン制度」及び「子どもなんでも相談」についての理解を深めていただくことは、制度の運用上、とても重要であると考えております。制度の周知の際には、保護者への説明も丁寧に行ってまいります。また、面談時の体制についても、ご意見を参考にしながら、誰でも安心して相談いただける体制整備に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
35	10.11	<p>第9条・第10条に関連して</p> <p>申し立てに基づく調査において、オンブズパーソンが資料の開示等を関係機関に求めた際に、個人情報保護あるいは文書取扱規程のようなものを理由に、協力しないといったことが起こることが予想されと思います。</p> <p>実効性のあるものにするため、こうした規程による協力制約・拒否を最小限にするための文言を入れる必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のように、調査の実行性を担保するため、条例中に義務規定を設ける方法もあるかと考えますが、市の機関以外のものに対してそのような義務を課すことについては、慎重に判断すべきと考えております。子どもオンブズパーソン制度においては、庁内の関係部署、市内の関係機関、関係団体、さらには、多くの市民の方々に「子どもの権利」の重要性や子どもを権利侵害から救済する「子どもオンブズパーソン」の趣旨・目的・役割について、まずは理解を深めていただき、その上で、調査を含めた子どもオンブズパーソンの職務に積極的にご協力いただけるような関係づくり、環境づくりを進めていくことが重要であると考えております。制度についての理解促進の取組を着実に進めていくことで、より実効性のある制度にしてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
36	11	<p>第12条に関連して</p> <p>申立者の保護に関する規定をいれる必要はございませんでしょうか。</p>	<p>ご質問の趣旨を、虐待のような重大かつ緊急性の高い権利侵害に関する相談又は救済の申立てがあった場合に、当該相談者を必要に応じて保護できる旨の規定を設ける必要はないかと理解した上で、以下のとおり回答いたします。</p> <p>そのような場合、子どもオンブズパーソンは、すみやかに適切な支援機関等と連携を図り、必要な情報提供等を行うなどの対応を行います。実際の支援対応は、法令等に基づき、支援機関等が行うものと想定されることから「申立者の保護」に関する規定を設けることは考えておりません。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
37	3.4.5	<p>こどもなんでも相談という、大きな窓口一本化は、良いと思います。が、その相談内容の振り分けを、どこに繋げるか？が・・・とても重要になると思います。</p> <p>振り分け方・相談員が重要だと思います。</p>	<p>子どもオンブズパーソン制度において、その入り口となる「子どもなんでも相談」の対応は、とても重要であると認識しております。様々な相談に対して適切な振り分けができるよう、子どもオンブズパーソンのほか、庁内関係部署、関係機関などとの連携に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
38	-	<p>相談内容から、どこに繋げていけるのか？もう少し基本的 組織図を作り上げて頂きたいです。</p> <div data-bbox="439 456 981 807" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 20px; text-align: center;"> <p>学校 保育園 子ども広場 わかば学級</p> <p>こども食堂 児童館</p> <p>無料塾 子どもなんでも相談 エール</p> <p>ほっとも コカゼン</p> <p>生活保護 子どもオンブズパーソン 児相</p> <p>民生委員 学童クラブ</p> </div> <p>事前に明確にし、よりよい連携組織を作り上げるのが大切だと思います。</p> <p>※その他連携機関を明確にし、支援体制を周知していただきたいです。</p> <p>繋がった機関とのその後の状況把握等 こどもの支援は、繋げただけでは・・・ダメです。</p> <p>未来ある子供たちの成長・自立をサポート応援していく、支援が大切だと思います。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、子どもオンブズパーソン制度をより実効性のある制度にできるよう、連携が必要な関係機関等を明らかにした上で、それら関係機関等との連携体制の構築に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>
39	-	<p>こどもなんでも相談から、いろいろな支援に繋がるのは、とても良いことですが、体制は、整っても相談に来れない・知らない状況では、本当に困っているひとの支援にはなりません。</p> <p>市役所の生活保護の申請に来た際に、家庭の状況を詳しく聞き取りしたり、不登校のこどもの生活状況を確認したり、孤立しないように回りが気にかけて情報を得てオンブズパーソンに繋げる体制も必要です。支援する輪を広げる日野市になって欲しいです。</p> <p>条例が出来ても、支援する輪を広げなければ、問題解決には繋がらないと思っています。</p>	<p>ご意見を参考にさせていただき、子どもオンブズパーソン制度をより実効性のある制度にできるよう、連携が必要な関係機関等を明らかにした上で、それら関係機関等との連携体制の構築に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>

項番	素案該当頁	ご意見（原文）	市の考え方	条例素案への反映方針
40	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・なんでも相談の相談員 体制・資格等 もう少し教えてください。 ・日野市健康福祉部福祉政策課が主体になると思いますが、担当者を明確にしてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員は複数名の体制を考えています。資格等については、社会福祉士又は福祉の相談援助業務の経験がある者等の配置を考えています。 ・子どもオンブズパーソンについては、福祉政策課に事務局の職員を配置いたします。 	<p>市の考え方は左記のとおりとなります。</p> <p>ご意見として受け止めさせていただき、条例素案の変更は行いません。</p>